

川口恵子氏の「ジェンダーの比較映画史—「国家の物語」から「ディアスポラの物語」へ」は、映画における国家／国民（nation）とジェンダーの関係を、フランスの植民地映画、ベトナムの革命映画、植民地解放後にフランスとアメリカで制作されたベトナムをめぐる映画を例にとりつつ、これを映画史の歴史的文脈のなかで描きだした労作である。国家／国民を表象するナショナル・シネマと、ハリウッド映画に代表されるいわゆる「主流映画」に対抗しつつ、国家／国民を越えるあり方を志向するものとして、やがて「インデペンデント・トランスナショナル・シネマ」と呼ばれる映画が開拓されてゆく道筋が、国家／国民、及びジェンダー、さらにはディアスポラ等の問題と絡めて描き出される。フランス、アメリカ、そしてベトナムを軸に展開される叙述は、「比較映画史」の名に違わぬ広い視野に立つものである。

川口氏の論文は、フランス植民地映画を扱う第一部、ベトナム革命映画を扱う第二部、植民地支配下のインドシナに生まれ、小説家としても活躍したマルグリット・デュラスの映画作品『インディア・ソング』を扱う第三部、ベトナム系アメリカ人監督トリン・T・ミンハの作品『姓はヴェト、名はナム』を扱う第四部と、序論及び結論部からなる。この構成により、植民地宗主国であるフランスの国家／国民表象、フランスによる植民地支配とアメリカによる軍事的介入に喘いだベトナムにおける革命表象、宗主国の人間としてインドシナに生まれたフランス人の故郷喪失感覚の表象、ベトナム系アメリカ人による国家／国民を越えた多層的なベトナムの表象等々が、歴史的経緯により過酷な結びつきを持った植民地宗主国と植民地、独立後の旧植民地、さらには世界帝国としてのアメリカにおける映画制作を通じて、重層的に描き出されることになった。これは、この三つの地域に着目することではじめて可能になる映画記述であり、その着眼点、発想は高く評価しうる。

以下、まずは論文の構成にしたがって、内容を要約する。

序論においては、まず「ナショナル・シネマ」という用語と概念について、多くの先行研究が参照され、国家／国民という「不安定な概念」の故に、国家／国民の表象を目指すナショナル・シネマが、必然的に抱え込む虚構が確認される。その上で、いわゆる主流映画と袂を分かた「インデペンデント・トランスナショナル・シネマ」の意義が述べられる。

第一部においては、1930年代のフランス映画が取り上げられ、ハリウッド映画への対抗意識を秘めた、フランス独自の植民地映画の成立が語られる。そのなかで『望郷』がフランス植民地映画の代表的な作品として分析され、植民地の表象を通じて宗主国本国のナショナル・アイデンティティが再構築される過程が明らかにされる。

第二部においては、国民国家創出の一手段として誕生したベトナム革命映画の成立と特質が、ベトナム初の劇映画『分かれ難き川の流れ』、ベトナム戦争転換期に製作された『ト

ウー・ハウ』、ベトナム戦争末期に製作された『十七度線 昼と夜』を例に論じられる。分析を通して浮かび上がるのは、南北分断という政治状況を、北の夫と南の妻の関係としてジェンダー化しつつ表象する革命思想と父権主義の結びつきであり、民族解放が同時に女性解放をも達成するとする、国家の物語のためのジェンダーの動員である。

第三部においては、マルグリット・デュラスの『インディア・ソング』が、インデペンデント・トランスナショナル・シネマの作例として取り上げられ、映画に登場するアンヌ＝マリー・ストレットという女性と女乞食の表象を重要な手がかりに、反植民主義という政治的立場と、白人ブルジョワ植民者社会への潜在的な欲望との間に引き裂かれる、デュラスの心理的葛藤があぶり出される。また、画面外から聞こえる身体を持たぬ声の記述は、第四部での論述につながる重要な指摘となっている。

第四部においては、アメリカで製作されたトリン・T・ミンハの作品『姓はヴェト、名はナム』が、ベネディクト・アンダーソンの国民国家論に対する、ディアスポラの女性映画作家による応答であるとの立場から分析される。映画内に響く複数の声が、ディアスポラのベトナム女性たちの表象としていかに機能しているか、ベトナムの国民的叙事詩『金雲翹』がディアスポラの側からいかに奪還されたかが分析され、映画中に、現実には存在しない「声のなかのホームランド」が現出するさまが描き出される。

結論部においては、論文全体の論述の流れが再確認された後、国家／国民と映画との関係を考察する上での、ジェンダーの観点の重要性が力説されるのである。

以上のように要約される川口氏の論文に対し、審査委員からは、国家／国民とジェンダーの関わりを中心に、具体的な映画史の流れを、フランス、ベトナム、アメリカという複数の地域にまたがりつつ記述した構想力と、明快な主張を秘めた論述を、一様に高く評価する声があった。一方で、ナショナル・シネマの概念規定においてなお考慮すべき要素、映画が本来持つナショナリティを越えようとする特性への配慮と、映画固有の文法の記述の重要性、「声」の持つ政治性を理論化することの必要性、等々が指摘された。また、映画史の記述として見落とされた点がいくつかあること、観客の反応の記述に裏付けが乏しいこと、なども問題とされた。個々の映画作品の解釈についても、異なる解釈の可能性が示唆される場合があった。ただしこれらは、本論文が映画史に関する興味深い議論を刺激するに足る内容を持つことを裏書きするものであって、本論文の持つ意義を本質的に損なうものではない。

したがって、本審査委員会は、川口恵子氏の学位請求論文が、博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものであると認定することに、全員一致で合意した。